

複数設備を戦略的に組み替えて1つの投資計画に

大胆な投資促進税制、 投資計画策定の際の留意点

令和8年度税制改正では、インセンティブが高い税制措置である大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が創設されたが、要件のハードルは高いものとなっている。本税制の適用を受けるには投資計画を策定し、産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の確認を受ける必要があるが、投資計画については、投資下限額や投資利益率（ROI）など、いくつかの要件をクリアしなければならないからだ。例えば、本税制は投資計画単位で適用することになるが、要件として、投資下限額（大企業は35億円以上、中小企業等は5億円以上）が設定されているため、どこまでを1つの投資計画として申請できるかが大きなポイントとなる。基本的には、事業所・工場など、施設単位で申請が行われる場合が多いものと想定されるが、物理的に離れた場所であっても、一体でROIが向上するような投資計画であれば1つの投資計画として認められる可能性が高いとされている。

本特集では、投資計画を策定する上での留意すべき点について、経済産業省の資料などをもとに解説することとする。



要件のハードルは高いが、インセンティブの高い税制

大胆な投資促進税制の対象となる資産は、機械装置、工具及び器具備品、建物、建物附属設備及び構築物、ソフトウェアであり（図表1参照）、改正産業競争力強化法の施行日（令和8年7月31日）から令和11年3月31日

までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法に基づく経済産業大臣の確認を受け、確認を受けた日から5年を経過する日までの間に設備等（特定生産性向上設備等）の取得等をし、事業の用に供する必要がある。即時償

【図表1】 大胆な投資促進税制の対象となる資産とは

「生産等設備」を構成する機械装置（一台又は一基の取得価額が160万円以上）、工具及び器具備品（一台又は一基の取得価額が120万円以上）、建物（一の取得価額が1,000万円以上）、建物附属設備及び構築物（一の取得価額が120万円以上）、ソフトウェア（一の取得価額が70万円以上）が対象となる。ただし、中古資産は対象とならない。

この「生産等設備」とは、その法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設は該当しない。また、貸付の用に供される設備及び試験研究の用に供する設備も対象外となる。

**最新号（10月26日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。**

見本誌請求ページへ